

## 第十浄水場運転管理業務委託公募型プロポーザル審査委員会設置要綱

### (設置)

第1条 第十浄水場運転管理業務委託を実施するにあたって、契約の相手方を選定するプロポーザル方式による最優秀提案者の特定を厳正かつ公正に行うため、第十浄水場運転管理業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

### (審議事項)

第2条 審査委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 審査方法及び評価基準に関する事項
- (2) 提案書等及びヒアリング等の審査、評価に関する事項
- (3) 最優秀提案者の特定に関する事項

### (組織)

第3条 審査委員会は、行政担当者、外部の学識経験者等により組織するものとし、委員の定数は5人以内とする。

2 委員の氏名及び職名については、審査結果の公表時に公表するものとする。

3 委員の任期は、前条に規定する審議事項が終了したときまでとする。

### (委員長の職務等)

第4条 審査委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、審査委員会を代表し、審査委員会の会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 会議は、委員長が招集し委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 第2項の規定にかかわらず、委員長は、重大な感染症又は災害その他やむを得ない事由により会議を招集することが困難であると認める場合において、書面又はオンラインによる審議を行うことができる。

5 第3項の規定にかかわらず、前項の書面又はオンラインによる会議の議事は、委員の過半数が当該書面又はオンラインによる会議に参加した上で、当該参加した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

6 会議は、非公開とする。

### (持回り回議)

第6条 審査委員会の審議を要する事項で緊急を要するため、会議を招集できないときは、委員に持回り回議して委員長の決定を受け、会議の審議に代えることができる。

### (意見の聴取)

第7条 審査委員会において必要があるときは、委員長は、委員以外の者から意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(中立の保持)

第8条 委員は、第十浄水場運転管理業務委託公募型プロポーザルに参加している者に対して、特定の利益又は不利益を与える行為をしてはならない。

2 委員は、直接間接を問わず、第十浄水場運転管理業務委託公募型プロポーザルに参加してはならない。

3 委員は、提案者と利害関係がある場合は、審査に関与しないものとする。

(庶務)

第9条 審査委員会の庶務は、浄水課浄水計画係において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

2 第1回の審査委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、局が招集する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。